給与の種類		支給条件		支給日	備考
		支給対象者	支給率又は支給額		
手当	10 勤勉手当	基準日に在職する職員及び基準日前1月以内に退職又は死亡した職員。 6月1日 12月1日	（給料＋教職調整額）×期間率 $\frac{50}{100}$ $\frac{60}{100}$	6月15日 12月5日	51．4．1
	11 寒冷地手当	(1) 支給対象職員 ① 基準日に在職する場合 ② 基準日の翌日から翌年の2月末日までの間に採用された場合（支給割合による。） ③ 基準日の翌日から翌年の2月末日までの間に無給休職者等から寒冷地において復職した場合（支給割合による。） (2) 追給対象職員（追給割合による。） 寒冷地手当の支給を受けた者に、基準日の翌日から翌年の2月末日までの間に次の事由が生した場合 ① 支給額の高い級地へ異動した場合 ② 支給額の高い世帯等の区分になった場合 ③ 支給額の高い休職給の割合になった場合 ④ 有給休職者が復職した場合 (3) 返納対象職員（返納割合による。） 寒冷地手当の支給を受けた者に、翌年の1月末日までの間に次の事由が生した場合 ① 支給額の低い級地へ異動した場合 ② 支給額の低い世帯等の区分になった場合 ③ 支給額の低い休職給の割合になった場合 ④ 有給休職者以外の者が有給休職者になった場合 ⑤ 無給休職者等となった場合 ⑥ 職員でなくなった場合（ただし死亡を除く。）	(1) 基準額	8月10日	55 8.9改定

(1) 基準額

事項 / 級地	定率分	定額分 世帯主である職員 扶養親族あり	定額分 世帯主である職員 扶養親族なし	定額分 その他の職員
	%	円	円	円
5級地	30	63,100	42,000	21,000
4級地	23	49,100	32,800	16,400
3級地	17	36,100	24,000	12,000
2級地	12	25,900	17,200	8,600
1級地	7	14,000	9,400	4,700

(2) 附加定額

（4・5級地に勤務する職員）

事項 / 級地	世帯主である職員 扶養親族あり	世帯主である職員 扶養親族なし	その他の職員
	円	円	
5級地	26,100	17,400	8,700
4級地	13,000	8,600	4,300

(3) 支給割合

時期の区分	割合 支給地域以外の地域からの異動の場合	割合 その他の場合
基準日の翌日から11月末日まで	$\frac{100}{100}$	$\frac{80}{100}$
12月1日から12月末日まで	$\frac{75}{100}$	$\frac{60}{100}$
1月1日から1月末日まで	$\frac{50}{100}$	$\frac{40}{100}$
2月1日から2月末日まで	$\frac{25}{100}$	$\frac{20}{100}$

(4) 追給割合

時期の区分	割合 ㋑寒冷地手当の額の異なる地域への異動の場合	割合 ㋺その他の場合
基準日の翌日から11月末日まで	$\frac{100}{100}$	$\frac{80}{100}$
12月1日から12月末日まで	$\frac{75}{100}$	$\frac{60}{100}$
1月1日から1月末日まで	$\frac{50}{100}$	$\frac{40}{100}$
2月1日から2月末日まで	$\frac{25}{100}$	$\frac{20}{100}$

（注） 追給事由が重複し、事由の中に級地区分の高い地域への異動が含まれている場合な㋑の割合による。